

公売公告

第 22 号

令和 7年 3月24日

静岡県浜松財務事務所長



次のとおり差押財産の公売をする。
 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告する。

公売財産			公売保証金	見積価額
売却区分	名称・性質・所在・地上権等の内容その他	数量		
0708C001	自動車1台 登録番号 浜松 車台番号 東 [41] ***** 原動機の型式 XS 車名 フォード 型式 不明	1	50,000円	58,000円

公売方法	インターネット公売による期間せり売り			
公売日時	入札	公売参加申込期間 : 令和 7年 4月15日午後 1時から令和 7年 5月 7日午後11時まで 入札期間 : 令和 7年 5月13日午後 1時から令和 7年 5月15日午後11時まで		
	開札	令和 7年 5月16日 午前 9時30分		
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社 (K S I) が提供するインターネット公売システム上			
売却決定	日時	令和 7年 5月23日 午前 9時	場所	静岡県浜松総合庁舎 静岡県浜松財務事務所
代金納付期限	令和 7年 5月23日 午後 2時30分			
買受人についての資格その他要件	インターネット公売システム上に掲示する静岡県インターネット公売ガイドラインのとおり			
その他	別紙 「「その他」欄の記載事項」のとおり			

配当を受けることができる者の権利内容の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当財務事務所に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、当財務事務所に用意してあります。

- 1 公売財産のせり売りによる公売で、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。
- 3 入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできません。
- 4 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。
- 5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
なお、インターネット上での最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションのログインIDに紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。
- 6 二人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
- 7 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 8 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は県に帰属します。
- 9 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。
なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 10 県は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 11 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 12 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、静岡県は何ら補償しません。
- 13 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を含みません。
- 14 公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて適格請求書を交付します。
滞納処分費のうちインターネット公売システム利用料は、公売財産が動産及び自動車の場合は落札価格の8%、不動産の場合は5%（ただし、落札額が1億円を超える不動産については、500万円に、1億円の超過額に3%を乗じた金額を加えた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。